

## 2020年度私立高校生・中学生の経済的理由による退学と学費滞納調査のまとめ

### 1. 調査の目的

- ・今回の調査は、2020年度（2020年4月～2021年3月末）に経済的理由で私立高校、私立中学を退学（学費未納による除籍を含む）した生徒の状況、2021年3月末段階での3ヶ月以上の学費滞納状況を可能な限り把握し、必要な措置を行政に要請して私学に学ぶ生徒の学ぶ権利を守るために行いました。
- ・本組合では、1998年度以来毎年同様の調査を行っており、9月末は学費滞納調査として3ヶ月以上の学費滞納生徒数を中心にし、3月末には当該年度の1年間に経済的な理由で中途退学した生徒数を中心に調査し、今回が23年目の調査です。

### 2. 調査の時期

調査は、2021年3月末現在での2020年度1年間の経済的理由による中途退学と3ヶ月以上の学費滞納状況を調べたものです。

### 3. 調査方法

調査方法は、別紙の調査用紙を本組合加盟の各学校（全日制私立高等学校及び私立中学校）の教職員組合に配布（各県私教連を通して配付、FAXやメールで配信）し、各学校の協力を得て、調査用紙を回収し全国私教連が集計しました。

### 4. 回答状況

- ・高校の回答数は33都道府県320校（生徒数268,377人）、中学校は23都府県の私立中学144校（生徒数54,895人）から回答がありました。
- ・上記の学校数、及び生徒数を2020（令和2）年度文部科学省「学校基本調査」で見ると以下の通りです。  
高校…全国の全日制私立高校1,293校の24.7%、私立高校生徒数1,015,093人の26.4%  
中学校…全国の私立中学校782校の18.4%、私立中学生徒数242,095人の22.7%

### 5. 2020年度1年間に経済的理由で中退した私立高校生は12人で過去最低になりました。

#### ① 経済的理由による高校中退生徒の割合は、調査開始以来過去最低（12人・0.004%）となりました

昨年度末は、調査開始以来最低中退生徒数・率となった2018年度よりも微増で36人(0.02%)という結果でした。一方今年度末は、2018年度を大きく下回り、中退生徒数は調査開始以来過去最低となり、更に割合は、桁が一つ下がる結果となりました。

中退した生徒のいる学校数は8都府県11校（回答した高校の3.8%）で、中退生徒数を中退した生徒のいる学校数で除した1校平均は1.3人となります。回答校中、経済的理由での中退者が複数名いた学校において最高数は2名でした。

#### ② 経済的理由による高校中退生徒の中で「コロナ禍」が原因と把握されている生徒は2県に2名でした

コロナ禍による経済的な理由による中退数の増加が懸念されましたが、今回の調査における中退生徒数及びコロナ禍が原因と把握される経済的理由は最小限の状況といえそうです。

③ 経済的な理由による中退生徒数の推移 (調査開始時より)

年度	経済的理由による中退生徒数	同中退率 (中退生徒数/調査生徒数)	調査生徒数
1998	261人	0.13%	203,355人
1999	318人	0.15%	216,505人
2000	299人	0.12%	239,797人
2001	347人	0.15%	229,579人
2002	355人	0.17%	205,850人
2003	293人	0.16%	183,697人
2004	279人	0.19%	147,675人
2005	285人	0.16%	179,630人
2006	188人	0.11%	164,842人
2007	407人	0.21%	195,264人
2008	513人	0.20%	260,834人
2009	200人	0.09%	226,914人
2010	148人	0.06%	264,576人
2011	110人	0.04%	285,506人
2012	118人	0.04%	277,214人
2013	83人	0.03%	256,001人
2014	101人	0.04%	242,432人
2015	47人	0.02%	260,542人
2016	50人	0.02%	270,087人
2017	90人	0.03%	261,184人
2018	32人	0.01%	231,840人
2019	36人	0.02%	214,954人
2020	12人	0.004%	268,377人

6. 2020年度(2021年3月)末現在の3ヶ月以上の学費滞納生徒は96校456人、割合は0.17%でした

① 私立高校生で3ヶ月以上の学費滞納生徒の数は456人で、割合は0.17%になります

調査対象の生徒の中で、学費の3か月以上の滞納を抱えたままの生徒の数です。この数字は、昨年度の533人0.25%を大きく下回るだけでなく、過去最低だった一昨年度の525人・0.23%をも大きく下回り調査開始以来最低の率となっています。

今回の調査において滞納生徒の割合が高かった自治体は、大阪府、岡山県、青森県の3府県でした。昨年は滞納生徒の多い3県に入らなかった青森県が今回3番目に多い県となりましたが、これまで1%を超えていた滞納率が、1%を大きく下回る数値となっています。

年度	最も高かった県		2番目に高かった県		3番目に高かった県		全国平均
2020	大阪府	1.04%	岡山県	0.81%	青森県	0.68%	0.17%
2019	兵庫県	3.26%	北海道	1.38%	岩手県	1.21%	0.25%
2018	青森県	1.12%	岩手県	1.11%	宮城県	0.72%	0.23%
2017	青森県	1.25%	宮城県	1.15%	岩手県	1.04%	0.24%
2016	青森県	1.39%	岩手県	1.27%	宮城県	0.80%	0.25%
2015	北海道	1.80%	高知県	1.47%	青森県	1.39%	0.30%

2014	青森県	1.05%	宮城県	0.95%	北海道	0.87%	0.31%
2013	岡山県	1.44%	高知県	1.30%	青森県	1.29%	0.32%
2012	青森県	1.36%	長崎県	1.16%	大阪府	1.04%	0.34%
2011	青森県	2.15%	長崎県	1.73%	宮城県	1.30%	0.42%
2010	岡山県	5.29%	大阪府	1.97%	北海道	1.34%	0.51%

	生徒数	滞納者数	生徒数比 滞納率
大阪	8,570	89	1.04%
岡山	4,567	37	0.81%
青森	7,209	49	0.68%
山口	1,127	6	0.53%
宮城	3,633	19	0.52%
長崎	838	4	0.48%
岩手	3,291	14	0.43%
鹿児島	1,166	3	0.26%
新潟	13,762	35	0.25%
北海道	1,410	3	0.21%
東京	36,531	69	0.19%
全国	268,377	456	0.17%

## ② 滞納生徒のいる学校数は 96 校

この数字は回答した学校の 30.0%に当たります。残る 70.0%の高校においては 3 ヶ月以上の滞納生徒がいなかったということになります。昨年度末の 101 校=38.4%を 8 ポイント以上下回る結果となりました。

## ③ 6 か月以上の滞納生徒は 226 名おり、回答生徒数に対して 0.08%にあたります

3 か月以上の学費滞納生徒数に対する 6 か月以上滞納生徒の割合は、49.6%と約半数となっており、学費滞納の生徒は長期滞納の傾向があると考えられます。最長の滞納月数は 24 か月でした。

### 【3 月末現在で 3 ヶ月以上の学費滞納の生徒数の推移】

年度	3 ヶ月以上の学費滞納生徒数	同割合（滞納生徒数／調査生徒数）	調査生徒数
1998	1,932人	0.95%	203,355人
1999	1,789人	0.83%	216,505人
2000	1,489人	0.62%	239,797人
2001	1,379人	0.60%	229,579人
2002	1,871人	0.91%	205,850人
2003	1,247人	0.68%	183,697人
2004	1,385人	0.94%	147,675人
2005	1,389人	0.77%	179,630人
2006	1,521人	0.92%	164,842人
2007	1,805人	0.92%	195,264人
2008	1,887人	0.72%	260,834人
2009	1,406人	0.62%	226,914人

2010	1,399人	0.51%	264,576人
2011	1,194人	0.42%	285,506人
2012	950人	0.34%	277,214人
2013	807人	0.32%	256,001人
2014	762人	0.31%	242,432人
2015	786人	0.30%	260,542人
2016	678人	0.25%	270,087人
2017	630人	0.24%	261,184人
2018	525人	0.23%	231,840人
2019	535人	0.25%	214,954人
2020	456人	0.17%	268,377人

### 7. 私立中学校における経済的理由による中退は4都県9校10人(昨年度4都県4校5人)でした

中退率（中退生徒数／対象生徒総数）は0.02%で昨年度に比べ微増となっています。学校数、人数が倍となっています。この中退生徒のうち「コロナ禍が原因」と把握されている生徒は3人でした。

### 8. 私立中学生の3ヶ月以上の学費滞納生徒は20校に39名でした

滞納率（滞納生徒数／対象生徒総数）は0.07%で昨年よりも増加しています（2019年度：20校28名0.06%、2018年度：28校38名0.09%）。この学費滞納生徒のうち「コロナ禍が原因」と把握されている生徒は6名でした。

また、この中で6か月以上滞納の生徒は21名で、3か月以上の学費滞納生徒の53.8%にあたります。最長の滞納月数は24か月でした。

### 9. 高等学校等就学支援金2020年度制度変更でどのような変化が起きたか(複数回答「可」)の回答数

2020年4月から「年収590万円未満世帯の全学年の私立高校生へ一律39万6000円支給」という制度変更が実施されました。調査校においてその変更がどのような影響を及ぼしたかを質問しました。

項目	回答数	率
ア. 2020年度新入生（新2年生）から生徒が増加している	30	9.4%
イ. 2021年度募集において新入生が大きく増加した	40	12.5%
ウ. 生徒増にはつながっていない	135	42.3%
エ. 学費滞納のままの進級者が「0」となった	40	12.5%
オ. 学費滞納のままの進級者が減少した	53	16.6%
カ. その他	37	11.6%

### 10. 経済的な理由で修学旅行に不参加だった私立高校生は全国の9校に14名でした

修学旅行への不参加生徒数は、2019年度：39校153名、2018年度：46校109名でした。学校数不参加生徒数ともに大きく下回るのは、多数の学校が「修学旅行の中止」したためといえます。解答欄を設けませんでした。が、「中止」と記した学校数は124校（回答校の38.8%）に上りました。

## 11. 調査結果の分析

(1) 経済的な理由による中退生徒数と割合、3ヶ月以上の学費滞納したまま年度を超えた生徒数とその割合も調査史上最低となりました。これは2020年4月に実施された、「高等学校等就学支援金」の国の制度拡充と、それを足がかりにした各自治体の独自制度拡充及び制度拡充を踏まえた各学校の中退者を出さない対応の結果と考えられます

① 2010年度公立高校授業料不徴収実施に対し取り残されつつあった私立高校の無償化について、国の就学支援金制度の創設と拡充が私立高校生の修学保障を支えてきました。また、奨学給付金制度の創設と拡充、自治体の授業料減免制の拡充によって、所得制限付きながらも私立高校生に対する無償化がすすみ、「お金がないので私立へは行けない」という状況が少しずつ改善されてきました。その結果私立高校生の割合が増加しながらも学費滞納と経済的理由での中退者が減少してきていると考えられます。

② こうした中で、2020年4月から国は「年収590万円未満世帯の全学年の私立高校生を対象に年額39万6000円（月額33,000円）を支給する」という「高等学校等就学支援金」の制度拡充を実施しました。その実施後、初の年間の学費実態の調査となります。私立高校における中退生徒数・中退率が調査史上最低を示したことは、この国の制度拡充の影響が大きく出ているといえます。

前年まで非課税世帯から年収590万円未満世帯まで各都道府県が独自制度として上乗せしていた分の財源が国からの支給に移ることになります。国の拡充によって浮いた財源を活用し年収590万円以上世帯を対象に独自制度を拡充させた自治体が多くみられたことも、中退・滞納が減少した大きな要因といえます。年収700万円までの世帯に補助制度がある自治体が23都府県と約半数になりました。

③ 今回の中退調査では、中退率が1桁下がる結果となりました。人数においても2019年度の3分の1の数字となっています。年間をとおしたこの結果は、2020年度制度拡充の結果と評価できると考えます。また、3か月以上の学費滞納率についても、高校生等就学支援金制度が新制度となった2014年度の数値の半分となっています。このことも今回の制度拡充の影響の大きさを示していると考えます。

④ 一方3か月以上の学費滞納生徒に占める6か月以上滞納の生徒の割合が約半数となっており、滞納生徒の家庭の家計状況の深刻さが伺われます。

(2) 私立中学生の経済的理由による中退数・率、学費滞納数・率ともに微増を示しました

① 昨年度末の中退率と比較して0.01ポイント増加しました。退学者数で見ると昨年度末の5人から10人に増加しています。一方回答校及び対象生徒数が昨年よりも増加しているため、数の倍加に対して率の増加が0.01ポイントに止まっているものと考えられます。

② 3か月以上の学費滞納率も0.01ポイントの微増となっています。滞納者数も10名増加していますが、回答校及び対象生徒数が昨年数よりも増加しているため、率は微増で止まっていると考えられます。

一方3か月以上の学費滞納生徒の半数超が、6か月以上の学費滞納となっており、学費滞納家庭の経済状況の厳しさが予想されます。

(3) 経済的理由による中退及び3か月以上の学費滞納に対するコロナ禍の影響

① 「コロナ禍を理由とする中退者数」、「コロナ禍を理由とする滞納者数」の項目をそれぞれの人数の中で確認する項目を設定しましたが、高校の中退者で0.001%、3か月以上の学費滞納者で0.01%に止まりました。

② 中学においては中退者が0.005%、3か月以上の学費滞納者において0.07%となっています。この数値は率では高校を上回る数字となります。

- ③ 数値的にみると高校においては、コロナ禍の影響よりも 2020 年 4 月からの「高等学校等就学支援金」の制度拡充の影響が大きかったと認められます。しかし、事例集では、コロナ禍の家計に与えている影響が記されています。65 件の事例のうちコロナ禍の影響に触れた事例は 18 件 (27.7%) でした。

<事例集より>

- ・母子家庭で昨年度から滞納があったが、コロナの影響で仕事・収入が減り、状況は悪化した。(青森)
- ・本校でのアルバイト数は長期間の生徒 130 名。短期間は 40 名ほどで学費捻出やコロナ禍での家庭の負担を和らげている。(青森)
- ・総じて、増税以来の景気悪化にコロナ禍が重なったために家計が厳しくなっている。(栃木)
- ・学費滞納者はないが生徒の保護者からアルバイト願が提出されることも多くあり、コロナの影響で収入がへっている状況やパートの職を失ってしまった状況を理由としたものが増えている実態もある。(埼玉)
- ・コロナの影響により減収があったため。(埼玉)
- ・コロナの影響で収入が減少し納入困難との相談が約 20 件あったが、奨学金の拡充、支援金給付までの延納許可など柔軟に対応した。(東京)
- ・コロナに起因。経済状況が悪くなり、滞納した。主に仕事がなくなった。解雇された。仕事が減って収入が少なくなった。(神奈川)
- ・コロナ禍による収入減に起因する経済状況悪化を受け、3 か月程度、学費を滞納する家庭が目立ってきている。(神奈川)
- ・コロナ禍による困窮家庭はありますが、理事と個別面談を設けて、状況を把握し、学費支払いの延期(猶予)を認めることによって退学や滞納を未然に防いでいる。(神奈川)
- ・母子家庭世帯の多い本校では、コロナによる影響で授業料・校納金による問い合わせが相次ぐようになった。(神奈川)
- ・コロナで父親が失業し、修学を断念。(愛知)
- ・コロナで納入が遅れがちな家庭があった。(愛知)
- ・コロナによる自営業の方、自粛による収入激減での授業料軽減申請が 5 件。(兵庫)
- ・コロナ禍による影響で、20 年度の収入が 19 年度中の収入より大きく減少したことにより、兵庫県が実施する「兵庫県私立高等学校等授業料軽減臨時特別補助制度」の申請に関わる相談、書類の提出をする保護者が大幅に増加した。このことからコロナの影響で授業料とその他納付金を納めることが難しい家庭がいることがわかる。(兵庫)
- ・コロナの影響で父親の仕事が激減し、退職を余儀なくされた。それ以後、再就職口も見つからず、母親のパート収入のみで生活を支えている。(兵庫)
- ・コロナの影響で失業された保護者が数名いた(広島)
- ・コロナに起因すると思われる失職で父親の収入が数か月間途絶えたため、緊急避難策として修学旅行積立金を授業料未納分に充当して進級できた生徒のケースが 1 件あった。(香川)
- ・コロナ禍で滞納はしていないが家計が苦しくなり、アルバイトの申請が増えてきている。(長崎)

**(4) 高等学校等就学支援金 2020 年度制度変更が各学園の運営にどのような影響を与えたか(複数回答可)**

- ① 2020 年 4 月からの就学支援金制度の変更は「学費滞納者」を減少させました。学費を滞納したまま進級する生徒が「0」となったという回答が 40 校 12.5%、学費滞納のまま進級する生徒が減少した 53 校 16.6%となっています。学費負担軽減への一定の効果が示されているといえます。
- ② 2020 年度新入生から生徒が増加しているという回答は 9.4%、2021 年度新入生から生徒が増加しているという回答は 12.5%となっています。一方、生徒増にはつながっていないという回答は 42%となっています。この中には、生徒増と制度の因果関係が明確とはいえないという回答も含まれています。

## 12. 私たちの要求と今後の取り組みについて

### 【1】国に向けて

- (1) 就学支援金制度の590万円未満への給付額(396,000円)「私立高校の平均授業料を勘案した水準」について、給付額を前年度の私立高校授業料の平均額を参考に毎年度増額変更すること
- (2) 入学金補助制度を創設すること
- (3) 今年度実施5年目を迎えた「私立小中学生への就学支援実証事業」を継続事業とし、制度的に拡充すること
- (4) 就学支援金、奨学給付金の申請、給付についての事務手続きを簡素化するとともに、取扱手数料予算を増額すること。また、マイナンバーの取扱いについての必須条件化しないこと。
- (5) 専任教職員増、少人数学級の実施等の教育条件整備を学費負担に転化させないためにも、経常費助成補助の国庫補助分を大幅に増額拡充すること

### 【2】自治体に向けて

- (1) 自治体単独加算制度を、590万円で生まれる「ガケ」(国の制度が590万円までが396,000円であり、その次の910万円までが118,800円になることで生まれる崖)の解消に向けて、自治体独自の制度を創設すること。独自の減免制度がすでにある自治体においては、国が「中所得世帯」とした910万円未満世帯まで独自制度の対象を拡大すること
- (2) 「家計急変世帯支援制度」を手厚くするなどして学費の滞納が中退につながらないように措置を講じること。制度について県民への告知とともに、学校と連絡を密に取り、そうした生徒がいた場合には学校と行政とが一体になった救済策を講じること
- (3) 一度学費の納入を義務付ける還付制の学校があるなかで、納入期限を支援金や減免が入るまで猶予する学校も多いなか、就学支援金や各県減免が学校に入るまでの学生生徒納付金のつなぎ融資制度を都道府県として創設・拡充すること
- (4) 自治体支援額の一部を学園負担にする制度がこの6県は直ちにこの制度を廃止すること  
「自治体負担の一部を高校側にも負担いただく」として低所得世帯への自治体支援額の一部(10%~33%)を学校負担としている自治体が6県(宮城県、茨城県、栃木県、佐賀県、熊本県、宮崎県)あります。この学校負担制度は低所得世帯の生徒を入学させた学校への自己責任とも受け取れる制度であり、本来の制度の趣旨とは大きくかけ離れたものです。
- (5) 私立小中学生への都道府県独自の就学支援事業を創設、拡充すること
- (6) 就学支援金、自治体減免制度、奨学給付金の申請、給付についての事務手続きを簡素化すること

### 【3】学校に向けて

- (1) 経済的に学費納入が困難な生徒へ、学校としての支援制度を創設・拡充すること
- (2) 国の就学支援金が対象生徒へ届くよう、施設設備費等を授業料へ移行することをすすめること
- (3) 学費滞納や家庭の状況について担任や事務窓口任せとせず、こうしたことについて相談できる人員を配置すること

以上